

ガス小売供給約款の改定について

2026 年 4 月 1 日
豊岡エネルギー株式会社
【小売登録番号 G0004】

このたび、弊社は環境への配慮とペーパーレス化推進などの観点から、ガス料金等の払込書有料化を実施いたします。また、料金支払い遅れ等によるガス供給停止後の停止解除手続きに関する運用の見直しを行います。これに伴い、2026 年 4 月に一般ガス小売供給約款（豊岡地区・城崎地区）、コミュニティーガス小売供給約款を変更いたしました。

今後とも経営効率化を推進し、お客さまサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

約款の変更内容

1. 払込書発行手数料の有料化

開 始 時 期 ： 2026 年 6 月発行分より
 ※新規にガスをご利用されるお客さまは、開栓後 2 カ月は加算対象外といたします
手 数 料 ： 340 円/件（税込）を当月ガス料金に加算
対 象 ： ガス料金等を「払込書」にてお支払いのお客さま

※お支払い方法を「口座振替」または「クレジットカード払い」でご登録いただきますと、発行手数料はかかりません。

2. 供給停止解除手数料の有料化

開 始 時 期 ： 2026 年 6 月より請求予定
手 数 料 ： 3,700 円/回（税込）を停止解除直後に支払義務が発生するガス料金に加算
対 象 ： 料金の支払い遅れ等によるガス供給停止後、停止解除されたお客さま

[都市ガス（豊岡地区・城崎地区）をご利用のお客さま]

変更後の約款はこちらからご覧ください。 <https://www.toyooka-e.co.jp/gas/toshigas/>

[コミュニティーガスをご利用のお客さま]

対象となるお客さまへは変更内容を記載した書面を郵送しております。